

第三者評価結果シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

株式会社シーサポート

②施設名等

名称	ふれんど
施設長氏名	川田光好
定員	50名
所在地(都道府県)	埼玉県

③理念・基本方針

【1】児童福祉法に則り、乳児を除いて、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し合わせてその自立を支援する。【2】児童福祉法の理念や児童憲章・児童の権利宣言の精神及び児童の権利に関する条約を最大限に守り、かつ尊重した処遇を展開する。

④施設の特徴的な取組

【1】マニュアル再検討委員会（「みち」）発足：児童、職員向けに分かりやすい目標（ふれんどのあいことば）を作成、シンボルマークの作成等。【2】ホームページの立ち上げ。【3】児童への生（性）教育の充実（委員会名「わかば」）。【4】ユニットごとの調理の推進（委員会名「わしょく」）。【5】地域との関わりの強化：高齢者との交流事業。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2017/5/1
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2017/9/22
受審回数	1回
前回の受審時期	平成26年度

⑥総評

◇特に評価の高い点

①毎月、自立支援会議を実施するなど丁寧かつあきらめない姿勢をもって養育支援を実践しています

児童相談所・学校・医療機関等関係機関からの情報収集と並んで施設内のアセスメントを重要視しており、支援の中で垣間見える子どもたち一人ひとりのニーズや変化を掴み、施設全体で共有できるよう取り組んでいます。時期を限定して話しあうのではなく、毎月1回、自立支援検討会議を開催することに本施設の丁寧な支援が表れています。

②委員会を中心に子どもの成長に寄り添う支援・話しやすい環境づくりに取り組んでいます

課題の改善に対してはプロジェクトチームを組んで解決と進捗を図っており、特に生（性）教育委員会では、トイレ新聞の掲示、寸劇の実施など理解を深めるための工夫した取り組みがなされています。また生活集団の小ささ・家庭的養育の実践から子どもたちが管理職・職員との距離を縮め、話がしやすい雰囲気づくりに取り組んでいます。被措置児童虐待についてもリスクとして想定する体制整備を進める方針をとっています。

③アイデアと工夫をもって新たなことにチャレンジをしています

新しい事業の展開、デメリットの克服を意識した課題抽出と改善を進めており、介護施設との交流充実や職員の就業環境の整備に対してはアイデアをもって取り組んでいます。年度に一つは新しいことに取り組んでおり、アフターケアや自立への意識づけに対しても工夫した取り組みがなされています。

◇抽出された課題や目標

運営上の課題として①人材確保育成、②職員のケア、③継続勤務への環境整備、④職員事務処理環境の向上、⑤文書管理をあげており、エルダー制度の導入、マニュアル再検討委員会の発足などにより着実な進捗がなされています。

この度の評価を通しては、【職員の資質】支援への自信醸成、【地域交流面】学習ボランティアの募集、支援者を通じての就職支援、【性教育】寸劇の映像化と活用【文書】施設独自の諸規程の整備、文書廃棄の取り決め、【人事面】実習生へのアプローチ、養成校との緊密な連携などがあげられています。これまで同様、子どもたちの利便性を第一に考える方針・豊富なアイデア・職員からの意見採用をもって取り組んでいくことが期待されます。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

綿密な調査から細やかに分析していただき感謝いたします。

今回の評価により施設の課題や成果が改めて確認できました。

今後ご提示いただきました課題の解決に向けて職員一丸となって努力したいと思います。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
理念・基本方針の徹底、浸透を図るため、昨年度から「ふれんどのあいことば」として施設の方針をわかりやすい表現にて設定している。小さな子どもたちにも「親しみやすい言葉を使用・イラストで体现」した内容となっており、配布しやすいようカード化されている。作成にあたっては若い職員の意見を集約・採用するなどカード自体に加え、その作成の課程に本施設の方針や特長を見ることができる。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
県内児童養護施設間の連絡会・研修会を通して課題・情報の収集にあたっている。また行政・近隣自治組織・学校・児童相談所等関係機関とも連携を図り、施設を取り巻く環境を把握するよう努めている。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
運営上の課題として①人材確保育成、②職員のケア、③継続勤務への環境整備、④職員事務処理環境の向上、⑤文書管理をあげている。特に社会的課題でもある人材確保にあたっては、早急かつ継続的事案として最重要課題として捉えており、教育機関への広報、採用媒体の再考等、具体的施策をもって施設全体で取り組んでいる。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
施策・法令の変更など様々な環境・状況の変化にあわせる中、施設の養育方針の実現・実践に尽力している。法人全体の流れに歩調をあわせながらまずは全職員が施設の方針を隅々まで理解するよう、「養育方針の配布」、「マニュアル再検討チームの活動」を通して取り組んでいる。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
形式的な計画や検証で終わらぬよう、行事・研修・防災等の計画が策定されており、年度の反省や職員の声を活かしながら進められている。特に行事後には職員にアンケートを実施しており、現状の認識と改善をもって実施がなされている。また年度において新しい事業を1つ取り入れるよう取り組んでおり、近年ではOA化、ホームページのリニューアルなどが進められている。		

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
子どもの安全・安心な暮らしを最優先した養育支援実践のため、自立支援検討会議が全職員参画のもと毎月開催されている。常に一人ひとりの子どもたちの状況と課題を把握し、それらを集約することで施設全体の運営に反映するかたちが取られている。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
事業計画という括りに囚われず、子どもたちに対しては生活の中で関わる事項について説明や意見の集約がなされている。また保護者に対しても一人ひとりの状況や環境を鑑み、適切な広報に努めている。また機関紙「ふれんど通信」は配布だけでなく、ホームページからも閲覧できるよう整備されており、活動や運営に対する理解浸透のツールとなっている。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
--------------------------------	--	-------------

	①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
年度の事業の振り返り、年に1回の自己評価の実施等を通して運営への検証がなされている。本評価に伴う職員自己評価においても自らの養育支援に対する厳しい考察や的確な課題提示があり、子どもたちにとってより良い環境を形成しようとする意欲を理解することができた。			
	②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
新しい事業の展開、デメリットの克服を意識した課題抽出と改善を進めている。介護施設との交流充実や職員の就業環境の整備に対してはアイデアをもって取り組んでおり、また人材確保・育成に対しては早急的な対応と継続的なアプローチをもって進捗を図っている。			

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。			第三者 評価結果
	①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
職務分掌と組織図が整備されており、施設長をはじめとする職務・役割について明記と周知がなされている。次代を担う職員が成長できるよう・職員が働きやすい環境となるよう職員を応援できる体制の構築に努めており、施策の検討が進められている。			
	②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
各種会合・研修参加を通して法令等遵守事項の理解に努めている。また制度改革に伴う改定事項についても法人において対応を図り、各種労働法への対応についても今後も継続して取り組む意向を示している。			

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。			
	①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
職員の採用にあたっては、「子どもの養育支援に対して意欲を持って取り組めるか否か」を一つの基準としており、職員の高い支援力が子どもたちの生活と成長にとって不可欠であることを認識している。施設長は影となり日向となり、子どもたちばかりでなく職員も含めた施設全体の充実に対して尽力している。			
	②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
子どもたちの利便性を第一に考えた方針が貫かれており、日々の情報収集から各種助成金や補助金は最大限活用できるよう努めている。また永年勤務に対する表彰を行うなど施設への功労に対して敬意を表しており、今後も継続して勤務することへのモチベーションアップを検討している。			

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			第三者 評価結果
	①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
社会全般も抱える人材確保の困難さについては可及的速やかな課題として取り組んでいる。関係機関への広報、採用媒体の拡大などの整備を始めており、実習生への対応、新規職員採用に注力し、改善を図るよう努めている。			
	②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
法人・施設の職員としてだけでなく、社会人・一般人として広く貢献できる人材の育成にあたっており、勤勉・実直であり向上心を持った職業人となるよう指導に努めている。今後は法人内の諸規程から施設独自に適用される規定の作成についても考察する意思をもっており、職員処遇の向上に繋がる取り組みとなることが期待される。			

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
	①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b

時間外労働・有給休暇取得等については記録と集計がなされている。心理士が職員への相談にのるなど配慮に努めており、上司に何でも・気軽に意見できる環境の醸成にあっている。本評価に伴う職員自己評価結果においても組織の風通りの良さについての言及が多数あった。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

	①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p>新任職員の育成にあたっては、勤務する棟の職員ではない先輩職員からのスーパーバイズを受ける「エルダー制度」を採用しており、定着と資質向上について効果を確認している。一人ひとりの職員のキャリアと生活を大事にし、日々の業務の中でも意見や意向をくみ上げられるよう取り組んでいる。</p>			
	②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>外部・内部の研修は年度の計画にまとめられており、職員が広く・深く研鑽が積めるよう体制が整備されている。専門性の追求と職員のやる気・経験・勤務状況を鑑み、各種研修に派遣している。また県内児童養護施設との交換研修への参加は、別の視点の確保や自施設の特長の再確認などに役立てられていることが認識されている。</p>			
	③	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p>新任職員の養成にあたり採用している「エルダー制度」は先輩職員による振り返りとスーパーバイズにより気軽に相談できる環境を形成している。新任職員が環境に慣れ、継続した勤務を実現できるよう施設全体で取り組んでいる。外部研修への参加にあたっては職員に周知し、なるべく希望が叶うよう努めている。</p>			

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

	①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>実習生の受け入れにあたっては担当者の配備、手引の設置等体制の整備が図られている。多くの実習生受け入れが実現しており、社会的養護関係施設への理解を深めてもらえるよう努めている。実習が実り多きものとなるよう学校に対しても意見や情報を交換しながら進めている。</p>			

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			第三者 評価結果
	①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>施設のホームページは誰もが見やすいようリニューアルされており、広報紙のバックナンバー掲載、生(性)教育活動の紹介等、施設の活動を公表している。また「ふれんど通信」は保護者、支援者、関係機関等に広く配布されており、行事や活動報告、職員紹介、子どもたちの声の掲載など充実した内容からは施設の日常を理解することができる。</p>			
	②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>経理規程が設定されており、取引等の規定が整備されている。また事案発生ごとに細かなルールを定める習慣が徹底されており、「取り決め事項」に集約されている。取り決め事項は一目でわかるよう一覧化による明示と周知がなされている。</p>			

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。			第三者 評価結果
	①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>学校連絡会の定期開催をはじめ、幼稚園・小学校・中学校等教育機関とは常に連絡を取り合い、連携が図れる関係構築に努めている。子どもたちの生活環境を見てもらうため、教員を施設に招くなど実効的な取り組みもなされている。</p>			
	②	24 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b

行事等でのボランティアの参画をはじめ、支援者、支援企業からの温かな協力が得られている。また役員就任等学校への積極的な協力も職員の尽力により実現している。今後は学習ボランティアの募集・社会福祉協議会との連携にも注力していく意向を示している。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

	①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
学校との連絡協議会開催など関係機関との連携については日常的に・必然として行われている。また公民館行事への参加をはじめ、社会資源との連携がなされており、支援団体を利用しての就業体験参加など関係構築からの活用を実践している。			

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

	①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	a
施設内に設置された地域交流スペースは広い空間が確保されており、地域の方々が訪れ各種レクリエーションや里親支援等に使用されている。また、法人内の高齢者施設との交流行事が企画されており、成功と今後の継続が期待される。			
	②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
運動会や清掃活動をはじめとする各種イベントへの参加や学校役員への就任など幅広い貢献から地域の信頼と期待を集めている。また行政よりショートステイ事業の受託もなされており、有する能力を活かした貢献活動を進めている。			

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。			第三者 評価結果
	①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
養育支援方針・倫理綱領には子どもの尊重と権利擁護を明示しており、職員にも都度周知と指導に努めている。特に入職時には新任研修等を通して理解が深まるよう指導しており、子どもたちが安心して暮らせる環境を職員が牽引しながら形成できるよう取り組んでいる。			
	②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	a
個人情報保護規程の設置、情報管理の徹底がなされており、適切な運用と保護がなされるよう取り組んでいる。また子どもたちの居室については、パーティションを活用してプライベートな空間をつくるなど工夫がなされている。居場所の確保と安全への配慮のバランスを図りながら子どもたち一人ひとりへの対応を図れるよう努めている。			

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

	①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
配布用のパンフレットや施設の概要を準備しており、保護者・支援者・関係機関等へ配布し、周知を図っている。また子どもたちに対してはトイレ新聞・つぼみなど各委員会が作成した紙面の掲示により様々な情報を自然に提供している。			
	②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
入所時には保護者・子どもに対して一人ひとりの状況に合わせて丁寧な説明をするよう努めており、納得と理解をプロセスとして経てから入所してもらえるよう取り組んでいる。また入所時の説明用資料作成は継続課題として今後も機を見て取り組む意向を持っている。			
	③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a

措置変更・家庭復帰については関係機関との情報共有に努め、継続性に配慮するよう努めている。またまたアフターケアについては、10周年記念事業にあたって退所児の招待をしたことを皮切りに注力した活動を展開しており、継続した記録となるよう台帳の変更もなされている。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
子どもたち同士が意見を交換できる「子ども会議」の開催、意見箱の設置など子どもたちの意向を把握する取り組みがなされている。本評価に伴う児童へのアンケート結果からも職員への相談しやすさについての意見が複数あるなど子どもの目線に立った養育の実践に注力していることが理解できる。		

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
苦情解決第三者委員を選任しており、施設内への掲示により周知している。委員とは定期的に会合を設け、状況の報告をしており、施設への理解深化に努めている。今後は更に多様な事項に関わりを持てるよう、更なる協力を求めていく意向を示している。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
意見箱への投書、職員への相談から子どもたちが施設内外で困っている事項について把握するよう取り組んでいる。また常勤と非常勤を合わせて4名の心理士が配置されており、様々な角度から子どもたちへの対応を図っている。生活スペースの他、多数・多目的な部屋が配置されており、子ども・保護者からのプライバシーへの配慮に対応できる環境がある。		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
苦情解決要領が設置されており、受付・解決の手順が整備されている。子どもたちが成長の過程において・暮らしを同じにする中で起こるトラブルに対しては、職員や管理職に相談できる雰囲気づくりがなされており、子どもたちに目線をあわせた養育支援により子どもたちからの信頼を得られるよう取り組んでいる。		

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
ヒヤリハット報告については、職員の意識向上に長年努めており、様式の変更により抽出数の増加に効果をあげている。また職員間での情報共有化も図られており、危険・危機を未然に防ぐよう取り組んでいる。		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
感染症対策マニュアルを設置しており、インフルエンザ・食中毒等の感染症対策について講じている。また感染時には受診・隔離等適切な対応に取り組むとともに日頃より消毒等の予防策を徹底し、衛生的な環境を保持するよう努めている。		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
消防計画が策定されており、地震と火災想定を中心とした避難訓練が計画・実施されている。また自然災害だけでなく、不審者対応についても策を講じており、登下校にあたって職員が付き添うなど配慮に努めている。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
日々の生活から事務に至るまで施設内のルールが集積された「取り決め事項」が策定されている。ルールの細分化は本意でないものの、子どもたちの納得感、安心、安全のために作成されている。また棟会議⇒全棟会議⇒職員会議と検討の場面と流れが明確化されており、話し合いの過程を経て決定がなされている。		

	②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
標準的な事項に限らず、「棟会議」⇒「全棟会議」⇒職員会議と決定の過程と流れが明確化されている。また子どもの個別支援方法については、月に1回の自立支援検討会議において全職員の意見を集約しながら検証と見直しに取り組んでいる。			

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
	①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
児童相談所・学校・医療機関等関係機関からの情報収集と並んで施設内のアセスメントを重要視しており、支援の中で垣間見える子どもたち一人ひとりのニーズや変化を掴み、施設全体で共有できるよう取り組んでいる。時期を限定して話しあうのではなく、毎月1回、自立支援検討会議を開催していることに本施設の丁寧な支援が表れている。			
	②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
振り返り、計画立案、毎月の自立支援検討会議での検証、中間での見直しのサイクルが確立している。棟職員間の話し合いおよび心理士をはじめとする専門職からの指導を取り入れながら子どもたちの成長に沿った計画となるよう取り組んでいる。			

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。			
	①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
日誌、ケース記録など生活および子どもたちの状況を記録するためのフォーマットが整備されている。特に日々の子どもたち一人ひとりに対して記載する経過記録は丁寧な記述がなされており、成長の足跡を振り返ることができる内容となっている。また各書式はデータのシステム化と共有化が図られており、地域小規模施設に対しても情報面で孤立しないよう仕組みが整備されている。			
	②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
書面・データ・パソコンについては施設等により保管し、漏えいへの対策を講じている。文書の保存・廃棄についてはあらためて規定を設け、ファイリング・保管場所の更なる明確化を検討しており、実現が期待される。			

内容評価基準 (41項目) A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮			第三者 評価結果
	①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
不適切な支援となっていないかについてはチェックリストの活用・人権擁護委員会の活動等も含めて振り返りに努めている。日々の支援の中で気になる言動については、管理職より指導にあたっている。棟職員間での連携を図り、チームでの支援を実践することで最適な環境を構築できるよう取り組んでいる。			
	②	A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
児童相談所等関係機関と連携・相談し、タイミング・内容・人選について吟味しながら出生や生い立ちの告知に取り組んでいる。職員間での検討、心理士からの指導をもとに慎重な対応を図り、告知後も常にフォローできる体制をとれるよう配慮に努めている。			

(2) 権利についての説明			
	①	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
権利ノートの配布および子どもの暴力防止プログラムの実施を通して、子どもたち自身が大切な存在であることを指導している。またかしまった指導にとどまらず、生(性)教育委員会による新聞掲示など日々の養育の中で伝えていけるよう工夫した取り組みがなされている。			

(3) 他者の尊重			
	①	A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
棟は縦割りでの生活となっており、日々の生活の中で自然に年下の子どもを思いやる気持ちが醸成されている。成長の中でおきる子どもたち同士のトラブルについても職員が見守り・指導しながら対応にあたっている。法人内の老人介護施設との交流にも注力しており、恵まれた環境を活かし、他者への思いやりを学べるよう取り組んでいる。			
(4) 被措置児童等虐待対応			
	①	A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
被措置児童等虐待については、決して許されない行為であることを指導しており、指針と対応規定が備わっている。報道等についても対岸の出来事として見ることなく、常に身を引き締めた行動をとれるよう全職員への啓発と指導に取り組んでいる。			
	②	A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
不適切なかかわりの防止については、職員会議等を通して指導をしており、棟ごとのチームにおいて未然に防ぐよう注意喚起に努めている。また子どもたちに対しては暴力防止プログラムの実施や施設内委員会による周知により自身を守る方策について学習する機会を提供している。			
	③	A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a
被措置児童等虐待の届出・通告についてはフローも含めたガイドラインが設置されており、職員への指導にあたっている。該当事案が生じた場合には適正・適切な対応が図れるよう仕組みの整備がなされている。			
(5) 思想や信教の自由の保障			
	①	A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
子どもならびに保護者の信教の自由を保障しており、配慮している。また外国籍の子どもに対しては文化や背景を理解するよう努めており、今後は多様な子どもの受け入れが予想されることから更なる対応力を醸成していく意向をもっている。			
(6) こどもの意向や主体性への配慮			
	①	A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されるに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
新たに入所する子どもに対して面接に行く場合は、必ず子どもの好きな食事を聞くように心掛けており、入所日にはそのメニューを提供するなど歓迎の意を示すことができるよう取り組んでいる。子どもたちが抱える不安に対しては寄り添うことでその解消に努め、棟および施設全体で受け入れていけるよう情報共有に努めている。			
	②	A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
軸となる生活の決まりについては、留意点が付された生活日課が定められており、子どもたちの生活がより健全なものとなるよう取り組んでいる。細かなルールについては棟ごとに規定され、生活する子どもたちの年齢や状況にあわせて・都度話し合いを持ちながらルールづくりが進められている。			
(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活			
	①	A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
多数の蔵書が備わった図書室、家の前で子どもたちが遊べるスペースがあるなどのびのびと健やかに過ごすことのできる環境を有している。訪問調査時には、職員が見守る中、低年齢児が主体的に・元気に・他の児童と関わりながら遊ぶ姿を見ることができた。また幼児に雪山を見せるための外出行事も企画されるなど職員の思いとアイディアにより多様な経験を積んでいる。			

	②	A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
小遣い帳を準備し、職員の指導・管理職のチェックのもと子どもたちがそれぞれに金銭の管理や使用を身につけられるよう取り組んでいる。低年齢児については職員と一緒に買い物に出かけたり、お祭りにて買い物をしたりと段階を経ながら学習できるよう努めている。			

(8) 継続性とアフターケア			
	①	A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a
担当職員・家庭支援専門相談員が協働し、プログラムの実施・検討を経ながら家庭復帰の進捗に取り組んでいる。必要に応じて家庭訪問を実施するなど復帰後も状況の把握をし、児童相談所と連携しながら対応に努めている。			
	②	A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
中退児に対する支援の継続、就労支援など子どもたちの自立に対して可能な限りサポートできるよう施設全体で取り組んでいる。退所後もSOSを発信できる関係づくりと信頼関係の構築を目指し、子どもたちにとって故郷として捉えてもらえるよう努めている。			
	③	A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
施設開設10周年記念行事において退園児に案内を出すなど、近況の把握に努めている。各種ソーシャルネットワークサービスは、連絡先や状況の確認の一助として活用されている。また在園時より自立に対するイメージを少しでも持てるよう、施設内に経済事情について掲示するなど工夫した取り組みがなされている。			

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本			第三者 評価結果
	①	A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
子どもたちが成長の過程で出会う場面に寄り添い、あきらめない姿勢をもって養育支援に臨むよう指導に取り組んでいる。また一方で高齢児に対しては寛容になるばかりでなく、将来を思い、指導すべきことをしっかり伝えていくよう心掛けている。			
	②	A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
子どもたちの基本的欲求に対してはできる限り寄り添い、職員間での対応の差異をなくすよう努めている。また遊び、入浴などについても子どもたちの要望を聞き、柔軟な対応をとれるよう取り組んでおり、更に個別の趣向を反映していく意向を示している。			
	③	A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
子どもたちの行動について、「安全を優先しすぎぬよう・転ばぬ先の杖となりすぎないように・見守る姿勢を大事にするよう」職員への指導に努めている。子どもへ対して誉める場合もタイミングや状況を見ながら適切な声かけとなるよう取り組んでいる。			
	④	A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
個別の学習机、充実した図書室、広いグラウンドなど子どもたちの学びと遊びに対する環境が整備されている。またグラウンドに行く際は職員は職員が付き添う上、設置されたカメラでも確認できるよう配慮している。今後は、サッカーゴール・砂場などを拡充し、更に外遊びの充実を図る意向をもってしている。			
	⑤	A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
子どもたちが生活する環境であることを鑑み、決まりやルールについては秩序と主体性のバランスに配慮しながら設定している。また子どもたちが職員の振る舞いに注目していることを認識しており、日常より模範となれるよう指導に努めている。			

(2) 食生活			
	①	A21 食事は、団らの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
子どもたちが「おなか一杯食べられるよう、楽しい雰囲気の中で過ごせるよう」食卓を準備しており、毎食炊き立てのごはんを用意するなど満たされた環境づくりと食事提供に配慮している。本評価に伴う児童へのアンケートには、食事の時間が楽しみである旨の意見が多数あった。			
	②	A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
医療機関、厨房と連携し、アレルギー等への対処に努め、安全な食事の提供に取り組んでいる。また朝食は各棟でも一部調理をするなど家庭に近い食事環境の醸成を進めている。			
	③	A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
偏食の矯正については無理強いをせず、量を調節したり、タイミングを図ったりしながら子どもたちの意思を尊重した対応に努めている。テーブルマナー教室の開催、食育委員会での検討、季節や伝統行事に伴う食事の情報提供など工夫した取り組みから食育と自立への注力を理解できる。			

(3) 衣生活			
	①	A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
衣服の費用については子どもたちの成長や生活にあわせて適切な支給となるよう取り組んでいる。子どもたち一人ひとりの趣向や興味にあわせ、職員が同行し、相談にのりながら購入している。			

(4) 住生活			
	①	A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
地域小規模施設も含め、屋内外が整理・整頓されており、生活環境を整えることの大切に行っていることが感じられる。施設内を見学すると子どもたちにとって家庭を感じられる雰囲気づくりを大事に行っていること、そして生活の場であることを考慮した配慮が随所に垣間見られる。			
	②	A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
6名から8名の縦割りによる小規模グループ養育が実現しており、リビング・浴室・キッチンなど家庭に近い環境が提供されている。居室についてもプライベートな空間となるようパーテーションを利用しており、工夫した取り組みがなされている。			

(5) 健康と安全			
	①	A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
施設内の死角の確認、交通ルールの指導、感染症予防対策など安全と衛生を心掛け、子どもたちが生活するに相応しい場所として存するよう取り組んでいる。登下校の付き添い、地域の安全パトロールへの協力など施設外においても配慮にあたっている。			
	②	A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
心身の健康管理にあたり、遠方も含めた通院等支援にあたっている。配慮に努めているものの、健康を心配することから通院回数の過多を懸念しており、他施設との比較・分析が期待される。			

(6) 性に関する教育			
	①	A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
生（性）教育委員会により継続的な取り組みがなされており、トイレ新聞の掲示、寸劇の実施など理解を深めるための工夫した取り組みがなされている。今後は中途入所の子どもたちにも寸劇を見てもらえるよう映像化とその活用など更なる取り組みを模索している。			

(7) 自己領域の確保			
	①	A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
所有物については、個々のスペースにて保管し、共同生活の中においても他との境界を意識した支援がなされている。また紛失防止にあたっては、棟だけでなく施設全体で対応にあたっており、現象への対処に留まらず、その背景の確認と包括的・継続的な取り組みがなされている。			
	②	A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
子どもの成長の記録が写真・映像にて取められており、撮りためた写真については退所時に思い出として手渡している。特に卒園を祝う会では子どもたち・職員皆で成長を振り返り、門出を祝っている。			

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応			
	①	A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
問題行動への対処については文書化がなされており、ケース検討会議等施設全体での対応を図っている。管理職・経験豊富な職員がリードし、職員に対してもフォローするよう努めている。			
	②	A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
生活集団の小ささ・家庭的養育の実践から子どもたちが管理職・職員との距離を縮め、話がしやすい雰囲気づくりに取り組んでおり、本評価に伴う子どもたちへのアンケートでもその旨理解できる回答が多数あった。暴力だけでなく、子ども同士の会話についても日々より指導に努めており、リスクとして想定する体制整備を進める方針をとっています。			
	③	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
保護者との関係については、管理職や家庭支援専門相談員が中心となり、養育方針・施設への理解が深まるよう取り組んでいる。電話も含め対応には慎重かつ配慮が必要であり、適切な対応となるよう職員への指導にあっている。			

(9) 心理的ケア			
	①	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
常勤・非常勤合わせて4名の心理士の配置、2部屋の心理室の設置など充実した対応が図れる環境が整えられている。今後は、専門研修への派遣や職員相談対応を積極的に行うことを思案している。			

(10) 学習・進学支援、進路支援等			
	①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
通常の講義に留まらず、学習塾からは子どもたちの自主学習推進に協力を得ている。また低学年の児童に対しては、宿題など職員が指導しながら基礎学力の向上に努めている。今後は学習ボランティアを拡充し、更なる環境整備に努める意向を示している。			
	②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
進路にあたっては、保護者や学校と連携を取りながら、最善の選択となるよう取り組んでいる。また高校卒業後の進学についても幅広い選択肢の中から選べるよう・子どもの希望に配慮するよう努めている。			
	③	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
アルバイトにおいて社会経験を積むことを奨励しており、学校の職場体験とあわせて自立支援に取り組んでいる。また法人内の介護施設でのボランティア活動、外部機関によるインターンシップなど法人内外様々な情報を取り寄せながら子どもたちの社会経験拡大に努めている。今後は支援者からの協力を募りながら独自の活動展開も視野に入れている。			

(11) 施設と家族との信頼関係づくり			
	①	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
家族対応については家族支援専門相談員を中心に信頼関係の構築に努めている。子どもたち一人ひとりへの対応が違うように家族とのコミュニケーションについても一人ひとり丁寧な対応となるよう取り組んでいる。			

(12) 親子関係の再構築支援			
	①	A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
生活棟とは別棟にて親子生活訓練室を有しており、親子関係の再構築や自立訓練等に活用されている。児童相談所と連携しながら面会・外出・一時帰宅などを通して家庭調整に取り組んでいる。また運動会等の学校行事については適宜連絡し、子どもたちの成長を感じてもらえる機会としている。			

(13) スーパービジョン体制			
	①	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a
基幹的職員を配置しており、管理職および指導的立場を有する職員が相談にのりながら支援にあたっている。医療機関や専門職のアドバイスについて過剰に反応していることを認識しており、自身が行うアセスメントや支援方法に自信が持てるよう支援力の向上に努める意向をもっている。			